北海道告示第10825号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。 令和5年5月26日

北海道知事 鈴木 直道

(水産林務部所管分その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等		実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘	要
1 漁業用燃油価格高騰緊	北海道漁業協同組合連	①支援金	①支援金	水林第2号様式	水林第2号様式	提出部数 1部			
急対策事業	合会	国の令和5年度漁業経営セーフテ	10分の10以内	水林第14号様式	水林第29号様式	提出期限 別に指示			
漁業用燃油価格等高騰	稚内機船漁業協同組合	ィーネット構築事業の当初申込時に		水林第18号様式	水林第31号様式	する日			
の影響を受けている漁業	小樽機船漁業協同組合	おける漁業用燃油購入予定数量に積	②事務費	水林第20号様式	別に指示する様	提 出 先 水産林務			
者の負担を軽減するため	釧路機船漁業協同組合	立単価を乗じた道内漁業者等の積立	定額	水林第32号様式	式	部水産局			
令和5年度の全期間、国	全国組織に所属する道	金相当額	(1件あたり	別に指示する様		水産経営			
の漁業経営セーフティー	内漁業者等		1,000円以内)	式		課			
ネット構築事業に加入し		②事務費							
ている道内漁業者等に対		支援金の支払いに必要な経費(振							
して、その積立金相当額		込手数料等)							
を予算の範囲内において									
補助する。									